

消費税の軽減税率制度に対応した 経理・申告ガイド

～区分経理（記帳）から消費税申告書作成まで～

国税庁



- 軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があります。
- このガイドは、事業者の方に知っておいていただきたい軽減税率制度の概要と、消費税課税事業者の方を対象とした「区分経理（記帳）」から「消費税申告書の作成」までの基本的な流れを説明しています。
- 軽減税率制度に関するより詳しい情報は、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」[\[国税庁 軽減税率 検索\]](#)に、軽減税率制度に関する説明会の開催日程についても特設サイト「消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧」[\[軽減税率説明会 検索\]](#)に掲載しています。
- 軽減税率制度・軽減税率対策補助金等・消費税価格転嫁等に関するお問い合わせは、各専用ダイヤル等（15ページ参照）で受け付けています。
- このガイドでは、一般的な事項について説明しています。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

QRコードから
特設サイトへ



1 軽減税率制度の概要

- 令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品＝人の飲用又は食用に供されるもの（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

- 日々の業務で対応が必要となること

仕入れ（経費）

- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）があるか確認する。
- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）がある場合、区分記載請求書等保存方式（次頁参照）の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がなければ、その取引の事実に基づき追記することも可能。
- 請求書等に基づき、仕入れ（経費）を税率の異なるごとに分けて帳簿等に記帳する。



軽減税率対象品目の売上げがなくても、会議費や交際費として飲食料品を購入する場合は対応が必要です。

売上げ

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をする。
- 軽減税率対象品目の売上げがある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」を記載して交付する。
- 請求書等（控）に基づき、売上げを税率の異なるごとに分けて帳簿等に記帳する。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

申告

- 税率の異なるごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。
- 税率の異なるごとに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算する。

● 軽減税率制度が実施される令和元年10月1日を含む課税期間（例：平成31年1月1日～令和元年12月31日）の税率区分

区分	適用時期	令和元年10月1日から	
	令和元年9月30日まで (以下「旧税率」という)	軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税	1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

● 帳簿及び請求書等の記載と保存（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

《請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式の比較》

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	(上記に加え) ⑤ 軽減税率対象品目である旨	(上記に加え) ⑥ 軽減税率対象品目である旨 ⑦ 税率の異なるごとに合計した税込金額

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

2 仕入先から交付された請求書等に、「⑥軽減税率対象品目である旨」や「⑦税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

● 帳簿と請求書の記載例

請求書

株〇〇御中

XX年11月2日

割り箸 550円

牛肉 ※ 5,400円

:

合計 43,600円

(10%対象 22,000円)
(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目

(株)△△

税率の異なるごとに合計した税込金額

税率(10%、8%)の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

軽減税率対象品目である旨

① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

【請求書】
これ以外に、例えば次のような方法があります。
① 同一請求書内で、商品を税率の異なるごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
② 税率の異なるごとに請求書を分けて発行する。

【帳簿】
税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

総勘定元帳(仕入れ) (株)〇〇

XX年	摘要		借方	貸方
月 日				
11 2	(株)△△	雑貨	22,000	
11 2	(株)△△	食料品 ※	21,600	
∴ ∴	∴		∴	∴

※は軽減税率対象品目

2 区分経理（記帳）

区分記載請求書を基に、帳簿等に記帳します。

（例）会社名：霞ヶ関商事㈱、経理方法：税込み、課税期間：平成31年1月1日～令和元年12月31日

【元帳】

簡易共通

売 上

2019年 月 日	摘要	借方	貸方
11 11	掛売上 (株)東京商店 日用品 食料品 ※		22,000 21,600
	掛売上 (株)埼玉商事 日用品 食料品 ※		16,500 32,400

※ 軽減税率対象品目

（注）発行した請求書等の控えを基に帳簿等に記帳します。

納品書兼請求書 (控) No.45

2019年11月11日

(株)東京商店 御中

割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
：	：
合計	43,600円
(10%対象)	22,000円
(8%対象)	21,600円

※ 軽減税率対象品目

霞ヶ関商事㈱

納品書兼請求書 (控) No.46

2019年11月11日

(株)埼玉商事 御中

紙コップ	2,200円
牛乳 ※	10,800円
：	：
合計	48,900円
(10%対象)	16,500円
(8%対象)	32,400円

※ 軽減税率対象品目

霞ヶ関商事㈱



【元帳】

仕 入

2019年 月 日	摘要	借方	貸方
11 18	掛仕入 (株)静岡商店 日用品 食料品 ※	55,000 75,600	
11 19	仕入 (株)山梨商店 日用品 食料品 ※	88,000 64,800	

※ 軽減税率対象品目

（注）受領した請求書等を基に帳簿等に記帳します。

請求書 No.32

2019年11月18日

霞ヶ関商事㈱ 御中

紙皿	5,500円
コーヒー ※	16,200円
：	：
合計	130,600円
(10%対象)	55,000円
(8%対象)	75,600円

※ 軽減税率対象品目

(株)静岡商店

領収書 No.15

2019年11月19日

霞ヶ関商事㈱ 御中

割り箸	2,200円
鮮魚 ※	54,000円
：	：
合計	152,800円
(10%対象)	88,000円
(8%対象)	64,800円

※ 軽減税率対象品目

(株)山梨商店

POINT!

消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

※ この事例は一般課税での申告書の作成方法を記載しておりますが、区分経理（記帳）や申告に関する計算で簡易課税と共通する項目については、**簡易共通**と表記しています。簡易課税に関する留意点については、15ページ「7 簡易課税制度を適用している事業者の方へ」を参照してください。

3 決算処理

決算を行い、決算書類（損益計算書・貸借対照表等）を作成します。

次ページ「課税取引金額計算表」へ

【元帳】				【元帳】			
簡易共通				簡易共通			
売 上				仕 入			
2019年 月 日	摘要	借方	貸方	2019年 月 日	摘要	借方	貸方
	年間計		20,000,000		年間計		15,000,000
	うち8%対象(旧税率)		a 15,000,000		うち8%対象(旧税率)		d 12,000,000
	うち8%対象(軽減)		b 2,500,000		うち8%対象(軽減)		e 1,200,000
	うち10%対象		c 2,500,000		うち10%対象		f 1,800,000
	うち免税		0		うち免税		0
	うち非課税		0		うち非課税		0
	うち不課税		0		うち不課税		0

※ 決算の方法については、特に定めはありませんが、勘定科目ごとのその年の合計額（年間計）のほか、上記のとおり、課税取引（税率別：上記の元帳の例では a～f）、免税取引、非課税取引及び不課税取引ごとの合計額を記載しておくこと、消費税確定申告書の作成が容易となります。

POINT!

消費税の軽減税率は、旧税率と同じ 8% ですが、消費税率 (6.3% → 6.24%) と地方消費税率 (1.7% → 1.76%) の割合が異なりますので、上記 (a と b、d と e) のとおり区分経理する必要があります。



項 目		金 額	
営業 損益 の 部	売上高		20,000,000
	売上原価		14,900,000
	売上総利益		5,100,000
	販売費及び一般管理費		2,200,000
	営業利益		2,900,000
経常 損 益 の 部	営業外収益		
	受取利息・配当金	1,000	
	雑収入	0	
	営業外収益合計		1,000
	営業外費用		
	支払利息	0	
	雑支出	0	
	営業外費用合計		0
	経常利益		2,901,000

売上原価	
期首商品棚卸高	500,000
仕入金額	15,000,000
小計	15,500,000
期末商品棚卸高	600,000
差引原価	14,900,000

注) 決算額を基に決算書類を作成します。
貸借対照表は掲載を省略しています。
帳簿及び損益計算書は記載を簡略化しています。

※ 個人事業者の方は、青色申告決算書又は収支内訳書の作成が必要です。

4 申告書作成

個人事業者の方は、令和2年1月に公開予定の国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で、決算処理してから「課税取引金額計算表」に転記する内容を、画面の案内のとおりに入力すれば、消費税確定申告書が作成できます。

(1) 課税標準額・消費税額の計算

前ページ「元帳」から

○ 課税取引金額計算表

科目	決算額	Aのうち課税取引にならないもの(※1)	課税取引金額 (A-B)	R1.9.30以前(※2)			R1.10.1以後(※2)		
				うち旧税率6.3%適用分 D	うち軽減税率6.24%適用分 E	うち標準税率7.8%適用分 F			
科目	A	B	C	D	E	F	D	E	F
売上(収入)金額(雑収入を含む) ①	20,001,000	1,000	20,000,000	a 15,000,000	b 2,500,000	c 2,500,000			
売上原価									
期首商品棚卸高 ②	500,000								
仕入金額 ③	15,000,000		15,000,000	d 12,000,000	e 1,200,000	f 1,800,000			
小計 ④	15,500,000								
期末商品棚卸高 ⑤	600,000								
差引原価 ⑥	14,900,000								
差引金額 ⑦	5,101,000								
経費									
租税公課 ⑧	100,000	100,000							
水道光熱費 ⑩	100,000		100,000	75,000					25,000
接待交際費 ⑭	300,000	200,000	100,000	50,000	20,000				30,000
給料賃金 ⑳	1,200,000	1,200,000							
地代家賃 ㉓	500,000	200,000	300,000	225,000					75,000
計 ㉔	2,200,000	1,700,000	500,000	350,000	20,000				130,000
差引金額 ㉕	2,901,000								
③ + ㉔	17,200,000			15,500,000	12,350,000	1,220,000			1,930,000

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。
※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易共通

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称	
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額 ①	000	000	② 13,888,000	13,888,000
①の内訳				
課税資産の譲渡等の対価の額 ①-1	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表1-1の①-1X欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ①-2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※付表1-1の①-2X欄へ
消費税額 ②	※第二表の⑫欄へ	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑭欄へ	※付表1-1の②X欄へ
			③ 874,944	874,944

【税率 6.3%適用分】

- ① $15,000,000 \times 100/108 = 13,888,888$ [付表 1-2 ① -1C欄]
- ② $13,888,888 \rightarrow 13,888,000$ (千円未満切捨て) [付表 1-2 ① C欄]
- ③ $13,888,000 \times 6.3\% = 874,944$ [付表 1-2 ② C欄]

- ・ 付表 1-2・2-2 は、A、B及びC欄の合計をX欄に記載します。
- ・ 付表 1-1・2-1 のX欄は、付表 1-2・2-2 から転記します。また、X、D及びE欄の合計をF欄に記載します。
- ※ このページから13ページまで同様の記載となります。

消費税の確定申告に当たっては、消費税額等を税率の異なるごとに区分して計算する必要がありますので、税率の異なるごとに区分した課税売上げ及び課税仕入れ等を集計する必要があります。

※ 日々の記帳において、取引を税率の異なるごとに区分（区分経理）しておく必要があります。

POINT!

決算書類（損益計算書等）に記載の決算額は税率ごとの区分がありませんので、決算書類からは消費税確定申告書の作成ができません。

消費税申告には、課税期間内の取引を課税取引（税率別）、免税取引、非課税取引及び不課税取引に区分する必要がありますので、区分経理された元帳（3・4ページの元帳を参照）を基に、左記のような表（この事例では国税庁ホームページに掲載の個人事業者用「課税取引金額計算表（事業所得用）」を使用しています。以下「計算表」といいます。）で整理しておくくと便利です。

※ この計算表は、免税・非課税・不課税の取引金額を、B欄にまとめて記載する様式となっています。個人事業者の方については、申告書の作成に便利な「課税取引金額計算表」、「課税売上高計算表」及び「課税仕入高計算表」を国税庁ホームページに掲載していますので、ご利用ください。「課税取引金額計算表」については、法人の事業者の方もご利用いただけます。

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

簡易共通

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額 ①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 13,888 000	円 2,314 000	円 2,272 000	円 18,474 000
① の 内 訳	課税資産の譲渡等の対価の額 ① (付表1-2の①-1X欄の金額) 13,888,888	※第二表の⑤欄へ ④ 2,314,814	※第二表の⑥欄へ ⑦ 2,272,727	※第二表の⑦欄へ 18,476,429
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ①-2 (付表1-2の①-2X欄の金額)		※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑧欄へ	※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ
消費税額 ②	(付表1-2の②X欄の金額) 874,944	※第二表の⑬欄へ ⑥ 144,393	※第二表の⑭欄へ ⑨ 177,216	※第二表の⑮欄へ 1,196,553

【税率 6.24%適用分】

- ④ $2,500,000 \times 100/108 = 2,314,814$ [付表 1-1 ① -1 D欄]
- ⑤ $2,314,814 \rightarrow 2,314,000$ (千円未満切捨て) [付表 1-1 ① D欄]
- ⑥ $2,314,000 \times 6.24\% = 144,393$ [付表 1-1 ② D欄]

【税率 7.8%適用分】

- ⑦ $2,500,000 \times 100/110 = 2,272,727$ [付表 1-1 ① -1 E欄]
- ⑧ $2,272,727 \rightarrow 2,272,000$ (千円未満切捨て) [付表 1-1 ① E欄]
- ⑨ $2,272,000 \times 7.8\% = 177,216$ [付表 1-1 ② E欄]



(2) 課税売上割合の計算

○ 課税取引金額計算表

科 目	決算額 A	Aのうち課税 取引にならない もの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	R1.9.30以前(※2)			R1.10.1以後(※2)		
				うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F			
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	20,001,000	1,000	20,000,000	15,000,000	2,500,000	2,500,000			
売上原価									
期首商品棚卸高 ②	500,000								
仕入金額 ③	15,000,000		15,000,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000			
小計 ④	15,500,000								
期末商品棚卸高 ⑤	600,000								
差引原価 ⑥	14,900,000								
差引金額 ⑦	5,101,000								
経費									
租税公課 ⑧	100,000	100,000							
水道光熱費 ⑩	100,000		100,000	75,000		25,000			
接待交際費 ⑭	300,000	200,000	100,000	50,000	20,000	30,000			
給料賃金 ⑳	1,200,000	1,200,000							
地代家賃 ㉓	500,000	200,000	300,000	225,000		75,000			
計 ㉔	2,200,000	1,700,000	500,000	350,000	20,000	130,000			
差引金額 ㉕	2,901,000								
③ + ㉕ ㉖	17,200,000		15,500,000	12,350,000	1,220,000	1,930,000			

※1 B欄には、非課税取引、輸取出引等、不課税取引を記入します。
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。
※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課 税 期 間		平成31・1・1 ~ 令和元・12・31	氏 名 又 は 名 称	
区 分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課 税 標 準 額 ①	円 000	円 000	円 ② 13,888 000	円 ※付表1-1の①X欄へ 13,888 000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	① ※第二表の②欄へ 1	③ ※第二表の③欄へ	④ ※第二表の④欄へ ① 13,888,888	⑤ ※付表1-1の①-1X欄へ 13,888,888

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課 税 期 間		平成31・1・1 ~ 令和元・12・31	氏 名 又 は 名 称	
項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課 税 売 上 額 (税 抜 き) ①	円	円	円 ※付表2-1の①X欄へ * 13,888,888	円 13,888,888
免 税 売 上 額 ②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④				(付表2-1の③F欄の金額) 18,476,429
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤				
非課税売上額 ⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦				(付表2-1の③F欄の金額) 18,477,429
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦) ⑧				(付表2-1の③F欄の割合) [99%] ※端数切捨て

⑩ 13,888,888 [付表 2-2 ①C欄] + 2,314,814 [付表 2-1 ①D欄] + 2,272,727 [付表 2-1 ①E欄]
= 18,476,429 [付表 2-1 ①F欄]

⑪ 免税売上額がある場合に記載します。

⑫ 非課税売上額 1,000 [付表 2-1 ⑥F欄]

(注) 課税取引金額計算表①B欄 1,000 円は、非課税である受取利息です。

⑬ 18,476,429 + 1,000 = 18,477,429 [付表 2-1 ⑦F欄]

⑭ 18,476,429 / 18,477,429 = 99% [付表 2-1 ⑧F欄]

※ この事例では、売上対価の返還等がないものとして計算をしています。

売上対価の返還等がある場合の付表 2-1・2-2 の「課税売上額 (税抜き) ①」欄は、旧税率の場合
課税売上額 (税抜き) = 課税売上高 (税込み) × 100/108 - 売上対価の返還等 (税込み) × 100/108
となります。また、売上金額から売上対価の返還等を直接減額する方法で経理している場合は、
減額した後の金額に 100/108 を乗じた金額となります。

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額 ①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 13,888,000	円 ⑤ 2,314,000	円 ⑧ 2,272,000	円 ※第二表の①欄へ 18,474,000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	(付表1-2の①-1X欄の金額) 13,888,888	※第二表の⑤欄へ ④ 2,314,814	※第二表の⑥欄へ ⑦ 2,272,727	※第二表の⑦欄へ 18,476,429

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称	
項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税売上額 (税抜き) ①	(付表2-2の①X欄の金額) 円 13,888,888	円 2,314,814	円 2,272,727	円 ⑩ 18,476,429
免税売上額 ②				円 ⑪
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 ③				
課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③) ④				円 ※第一表の⑤欄へ ※付表2-2の④X欄へ 18,476,429
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額) ⑤				円 18,476,429
非課税売上額 ⑥				円 ⑫ 1,000
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥) ⑦				円 ※第一表の⑥欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ ⑬ 18,477,429
課税売上割合 (④ / ⑦) ⑧				※付表2-2の⑧X欄へ ⑭ [99%] ※端数切捨て

(3) 課税仕入れ等の税額の計算

○ 課税取引金額計算表

科 目	決算額	Aのうち課税取引にならないもの(※1)		課税取引金額 (A-B)	R1.9.30以前(※2)			R1.10.1以後(※2)		
		A	B		うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F			
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	20,001,000	1,000		20,000,000	15,000,000	2,500,000	2,500,000			
売上原価										
期首商品棚卸高 ②	500,000									
仕入金額 ③	15,000,000			15,000,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000			
小計 ④	15,500,000									
期末商品棚卸高 ⑤	600,000									
差引原価 ⑥	14,900,000									
差引金額 ⑦	5,101,000									
経費										
租税公課 ⑧	100,000	100,000								
水道光熱費 ⑩	100,000			100,000	75,000		25,000			
接待交際費 ⑭	300,000	200,000		100,000	50,000	20,000	30,000			
給料賃金 ⑳	1,200,000	1,200,000								
地代家賃 ㉓	500,000	200,000		300,000	225,000		75,000			
計 ㉔	2,200,000	1,700,000		500,000	350,000	20,000	130,000			
差引金額 ㉕	2,901,000									
③ + ㉔	17,200,000			15,500,000	12,350,000	1,220,000	1,930,000			

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。
※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
(経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31		氏名又は名称		一 般	
項 目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)		
課税売上額(税抜き) ①					13,888,888	13,888,888	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑨				12,350,000	12,350,000		
課税仕入れに係る消費税額 ⑩				720,416	720,416		
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭) ⑮				720,416	720,416		
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額) ⑯				720,416	720,416		
課5課95税億%売売円上超割の高又は合がはが控除の調整	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑰						
	⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの ⑱						
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑰+(⑱×④/⑦)) ⑲						
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮×④/⑦) ⑳						
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉑							
控除対象仕入税額 [(⑯、⑲又は⑳)の金額]±㉒±㉔)がプラスの時 ㉓				720,416	720,416		
控除過大調整税額 [(⑯、⑲又は⑳)の金額]±㉒±㉔)がマイナスの時 ㉔							

【税率 6.3%適用分】

⑮ 12,350,000 [付表 2-2 ⑨C欄]

(注) この事例は税込経理ですので、課税仕入れの全額を記載します。⑰、⑲についても同じです。

⑯ $12,350,000 \times 6.3/108 = 720,416$ [付表 2-2 ⑩C欄]

【税率 6.24%適用分】

⑰ 1,220,000 [付表 2-1 ⑨D欄]

⑱ $1,220,000 \times 6.24/108 = 70,488$ [付表 2-1 ⑩D欄]

【税率 7.8%適用分】

⑲ 1,930,000 [付表 2-1 ⑨E欄]

⑳ $1,930,000 \times 7.8/110 = 136,854$ [付表 2-1 ⑩E欄]



※ この事例は、課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上となりますので、課税仕入れ等の税額の合計額の全額を控除します（この事例では、付表 2-1・2-2 の⑩を⑮、⑯及び㉓に転記します。）。

※ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合は、個別対応方式又は一括比例配分方式で計算します（付表 2-1・2-2 の⑰～⑳で計算します）。個別対応方式又は一括比例配分方式の計算の詳細については、国税庁ホームページ（「消費税及び地方消費税の申告書の書き方」など）をご覧ください。

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

		課税期間	平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称		一般
項 目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税売上額 (税抜き)		①	13,888,888	2,314,814	2,272,727	18,476,429
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)		⑨	12,350,000	⑰ 1,220,000	⑲ 1,930,000	15,500,000
課税仕入れに係る消費税額		⑩	720,416	⑱ 70,488	⑳ 136,854	927,758
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭)		⑮	720,416	70,488	136,854	927,758
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)		⑯	720,416	70,488	136,854	927,758
課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合	個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰				
	個別対応方式 ⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱				
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑰+(⑱×④/⑦))	⑲				
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮×④/⑦)	⑳				
控除対象仕入税額	⑳	720,416	⑳ 70,488	㉓ 136,854	927,758	
控除超過調整税額	㉔					

(4) 差引税額の計算

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表		課税期間			平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称	一般
簡易共通		経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用					
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)		
消費税額	②	※第二表の⑫欄へ	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑭欄へ	874,944	※付表1-1の②X欄へ 874,944	
		(付表2-2の⑭-⑯A欄の合計金額)	(付表2-2の⑭-⑯B欄の合計金額)	(付表2-2の⑭-⑯C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ		
控除税	控除対象仕入税額	④	(付表2-2の⑳A欄の金額)	(付表2-2の⑳B欄の金額)	(付表2-2の⑳C欄の金額)	⑳ 720,416	※付表1-1の④X欄へ 720,416
	返還等に係る税額	⑤				付表2-2から	※付表1-1の⑤X欄へ
	⑤ 売上げの返還等	⑤					※付表1-1の⑤-1X欄へ
控除税額小計	⑦	(④+⑤+⑥)			720,416	※付表1-1の⑦X欄へ 720,416	
控除不足還付税額	⑧	(⑦-②-③)	※⑪B欄へ	※⑪C欄へ		※付表1-1の⑧X欄へ	
差引税額	⑨	(②+③-⑦)	※⑫B欄へ	※⑫C欄へ	㉑ 154,528	※付表1-1の⑨X欄へ 154,528	

【税率 6.3%適用分】

㉑ 874,944 - 720,416 = 154,528 [付表 1-2 ⑨C欄]

(5) 地方消費税の計算

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表		課税期間			平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称	一般
簡易共通		経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用					
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)		
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)		※付表1-1の⑪X欄へ	
	差引税額	⑫	(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	㉒ 154,528	※付表1-1の⑫X欄へ 154,528	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額	⑬	(⑫-⑪)	※第二表の⑲欄へ	※第二表の⑲欄へ	154,528	※付表1-1の⑬X欄へ 154,528	
譲渡割額	還付額	⑭	(⑬B欄×25/100)	(⑬C欄×17/63)		※付表1-1の⑭X欄へ	
	納税額	⑮	(⑬B欄×25/100)	(⑬C欄×17/63)	㉓ 41,698	※付表1-1の⑮X欄へ 41,698	
合計差引譲渡割額	⑯	(⑮-⑭)					

【税率 6.3%適用分】

㉒ 154,528 [付表 1-2 ⑫C欄] 付表 1-2 ⑨C欄から転記

㉓ 154,528 × 17/63 = 41,698 [付表 1-2 ⑮C欄]



付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

簡易共通

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31		氏名又は名称	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
消費税額	(付表1-2の②X欄の金額) 874,944	※第二表の⑮欄へ 144,393	※第二表の⑯欄へ 177,216	※第二表の⑰欄へ 1,196,553	
		(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑳D欄の合計金額)	(付表2-1の㉑E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控除税	控除対象仕入税額	(付表1-2の④X欄の金額) 720,416	(付表2-1の㉒D欄の金額) ⑳ 70,488	(付表2-1の㉓E欄の金額) ㉓ 136,854	※第一表の④欄へ 927,758
	返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑱欄へ
	⑤ 売上げの返還等 の戻りばし税	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第二表の⑲欄へ
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	(付表1-2の⑦X欄の金額) 720,416	70,488	136,854	※第一表の⑦欄へ 927,758	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑪E欄へ	※⑪E欄へ		
差引税額 (②+③-⑦)	(付表1-2の⑨X欄の金額) 154,528	㉕ 73,905	㉖ 40,362	268,795	

【税率 6.24%適用分】

㉕ 144,393 - 70,488 = 73,905 [付表 1-1 ⑨D欄]

【税率 7.8%適用分】

㉖ 177,216 - 136,854 = 40,362 [付表 1-1 ⑨E欄]

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

簡易共通

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31		氏名又は名称	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
	差引税額	(付表1-2の⑫X欄の金額) 154,528		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額) ㉙ 114,267	268,795
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	(付表1-2の⑬X欄の金額) 154,528		※第二表の㉚欄へ 114,267	※マイナスの場合は第一表の⑭欄へ ※プラスの場合は第一表の⑭欄へ ※第二表の㉚欄へ 268,795	
譲渡割額	還付額	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑪E欄×22/78)	
納税額	(付表1-2の⑮X欄の金額) 41,698		(⑫E欄×22/78) ㉛ 32,229	73,927	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)				※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ 73,927	

【税率 6.24%及び 7.8%適用分】

㉙ 73,905 [付表 1-1 ⑨D欄] + 40,362 [付表 1-1 ⑨E欄] = 114,267 [付表 1-1 ⑫E欄]

㉛ 114,267 × 22/78 = 32,229 [付表 1-1 ⑮E欄]

※ 6.24%及び 7.8%適用分の地方消費税率は、同率（消費税額の 22/78）であることから、付表の計算式のとおり、6.24%及び 7.8%適用分の消費税額を合計した上で、地方消費税率を乗じます。

5 中小事業者の税額計算の特例

軽減税率制度が実施される令和元年10月1日から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者*に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられます。

特例計算の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

* 中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

6 個人事業者の方へ（消費税確定申告書の作成手順の変更）

個人事業者の方については、申告書の作成に便利な「課税取引金額計算表」、「課税売上高計算表」及び「課税仕入高計算表」を国税庁ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

これまでは、①「帳簿」等から「青色申告決算書」等を作成し、②「青色申告決算書」等から転記する等の方法で「課税取引金額計算表」等を作成、③これらの手順で消費税確定申告書を作成しておりました。

軽減税率制度実施後は、税率ごとに区分していない「青色申告決算書」等では「課税取引金額計算表」等が作成できませんので、区分経理された「帳簿」等から「課税取引金額計算表」等を作成することとなります。

※ 令和2年1月に公開予定の国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、決算処理してから「課税取引金額計算表」に転記する内容を、画面の案内のとおりに入力すれば消費税確定申告書が作成できます。

7 簡易課税制度を適用している事業者の方へ

簡易課税制度とは、課税売上高から納付する消費税額を計算する制度です。

具体的には、課税期間における課税標準額に対する消費税額に、事業区分ごとに定められたみなし仕入率を掛けて計算した金額が仕入控除税額となります。したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができます。

なお、売上げに係る記帳、決算及び課税売上げ等の計算については、このパンフレットに記載の区分経理（記帳）や一般課税での申告書の作成方法と同様の手順となります。共通する項目については「**簡易共通**」と記載していますので、参考としてください（申告書及び申告書付表の様式は、一般課税と簡易課税で異なります）。

また、課税売上げについては、税率ごとの集計のほか、2種類以上の事業を営んでいる場合には、事業区分ごとの集計が必要となります。

簡易課税に係る制度及び申告方法の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

8 免税事業者の方へ

軽減税率制度の実施により、課税事業者が仕入税額控除を行うためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。他方、免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

この点、軽減税率制度の実施前でも、免税事業者が課税事業者と取引を行う際には、必要に応じて取引先の仕入税額控除に必要な請求書等の交付が求められる場合があるように、軽減税率制度実施後についても、課税事業者に対して飲食料品等を販売する際には、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」等の記載のある区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

《軽減税率制度の実施により、請求書等に追加して記載すべき事項》

- ① 軽減税率対象品目である旨
- ② 税率の異なるごとに合計した税込金額

※ 免税事業者は、課税資産の譲渡等に課される消費税がないことから、請求書等に「消費税額」等を表示して別途消費税相当額等を受け取るといったことは、消費税の仕組み上、予定されていません。

軽減税率制度に関するお問合せ先【消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）】

フリーダイヤル 0120-205-553（又は0570-030-456（有料））【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
上記の各ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「3」を選択いただいても（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）、軽減コールセンターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先【軽減税率対策補助金事務局】

フリーダイヤル 0120-398-111 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
URL <http://kzt-hojo.jp>



消費税価格転嫁等に関する相談対応【消費税価格転嫁等総合相談センター】

専用ダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。 URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>